

議案第102号

藤岡市税条例の一部改正について

藤岡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年11月29日提出

**平成29年11月29日可決**

藤岡市長 新井利明

藤岡市条例第 号

藤岡市税条例の一部を改正する条例

藤岡市税条例（平成15年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第10条の2中第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第5条第1項の改正規定及び次条の規定 平成31年1月1日

(2) 附則第4条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の藤岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 この条例による改正後の藤岡市税条例第61条の2並びに附則第10条の2第12項及び第13項の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(藤岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 藤岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「藤岡市税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア (イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア (ウ)(i)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア (ウ)(ii)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	藤岡市税条例等の一部を改正する条例 (平成26年条例第16号。以下この条

		において「平成26年改正条例」という。) 附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(i)の項	第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)(ii)の項	第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)(ii)
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

(藤岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 藤岡市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち藤岡市税条例附則第16条の見出し及び同条第1項の改正規定中「第2号ア(2)」を「第2号ア(イ)」に改める。